

新型コロナウイルス感染症の影響等により、家計が急変した方に対して、就学援助の追加申請を受け付けます。

岩見沢市教育委員会

岩見沢市では、経済的な理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、学用品や給食などの費用を援助しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、家計が急変した方に対して、就学援助の追加申請を受け付けます。

対象となる方

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減収したご家庭で、世帯全員の申請日の属する月から前4か月間※の1か月あたりの平均収入額が、市で定める基準額以下の方

市で定める基準額（例）					
世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人
世帯構成（例）	母（30歳） 子（9歳）	母（33歳） 子（11歳） 子（9歳）	父（35歳）、母（33歳） 子（9歳）、子（4歳）	父（41歳）、母（36歳） 子（12歳）、子（8歳） 子（6歳）	父（35歳）、母（33歳） 子（9歳）、子（4歳） 祖父（70歳）、祖母（70歳）
基準額（月額）	235,000円	292,000円	314,000円	367,000円	376,000円

※令和2年6月中に申請があった場合、令和2年2月から5月の1か月あたりの平均収入額となります。

申請について

○申請には申請書類と、次のような収入額が分かる資料が必要です。

申請書類

- ・就学援助申請書
- ・新型コロナウイルスの影響による減収証明書

※申請書と減収証明書は学校、又は教育委員会からお取り寄せください。

申請日の属する月から前4か月の収入額が分かる資料

- ・給与明細(写し)
- ・年金振込通知書(写し)または児童扶養手当の受給資格者証(写し)等（該当者がいる場合）

※申請書の【手当・年金等の支給状況】に該当する項目は全て必要です。

【注意事項】

- ・住民票上、別世帯であっても、住所が同じ場合は、同居しているとみなしますので、住所が同じ方の全ての書類が必要です。

・既に令和2年度就学援助の認定を受けている方は、申請の必要はありません。

・現在、生活保護を受給されている方は、申請の必要はありません。

○申請書の提出は次のとおりです。

- ・6月23日（火）までに「通学している学校」へ提出してください。
- ・上記期日以降の申請は、申請があった月の翌月から認定となります。
- ・お子さんが小学校と中学校に通学している場合は、両方の学校に申請書を提出してください。

認定の流れ

①世帯全員の申請日の属する月から前4か月間の月収が確認できる書類を用意してください

②必要事項を記載した申請書と月収が確認できる書類を合わせて学校へ提出してください。

③教育委員会で提出された書類を確認します（基準額と比較）
※書類の内容を踏まえ、現在の状況についてお聞きする場合があります

④岩見沢市教育委員会から認定結果をお知らせします。（申請後およそ1か月後）

問合せ先：岩見沢市教育委員会 学校教育課（☎0126-35-5125）